

平成 19 年度 東部海浜開発事業検討会議  
第 9 回検討会議 議事録

日時：平成 19 年 6 月 4 日(月) 16:00～18:00

場所：沖縄市役所 地下 2 階 会議室

【議事録】

司会

皆様こんにちは。

(島田局長)

定刻の時間を若干すぎましたが、これからというよりも出発する前に第 9 回東部海浜開発事業検討会議の宣言をいたしましたので、視察を終えてからの総括という形でお願いしたいと思います。

まずは手元にお配りしました資料を確認させていただきたいと思います。

本日の式次第、委員名簿、座席表、それから配布資料として、資料-1 として事例についてという事で、パンフレットを配付してあると思います。豊崎タウンのパンフレット、それからマリンタウンのパンフレットがお手元に配付されているかと思しますので、確認をお願いしたいと思います。

午前中は若干天気が悪くて心配しましたが、やはり検討会議の委員の皆様、ならびに事務局の日ごろの行いが良いという事もありまして、すっかり晴れて無事、怪我も何事もなく視察を終えられた事に感謝申し上げたいと思います。

さっそくですが、これからの進行は座長にお任せをして、資料の確認、今日の視察の総括、それから事例についてという事で、議事をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

座長(宮平)

お疲れ様でした。それではさっそく議事を始めたいと思います。

今日の特別自由貿易地域の視察は何かと言うと、よく特別自由貿易地域は失敗だったとか、その失敗の所をどうして浚渫しなくてはいけないのか、その浚渫土砂の処分場が埋立地になるのですが、それが本当に失敗なのか否かという事を委員の皆様で確認したという事です。ですから、少し前の方に出ていただきたいのですがよろしいでしょうか。

(関連図の方へ全員移動)

このあたりです。まず、「FTZ の浚渫が新港地区と同時にできなかったのか」これは後で聞いて見なくてははいけません。「新港地区ではどうしてダメなのか」「新港地区の活用は可能か、ビジョンは」「新港地区の利用状況、変化」ですね、こういったものは解決したのではないかと考えられます。あとは、今日見てきました、「自然型護岸」「新港地区に植栽されたマングローブの状況」このあたりです。

どうでしょう。新港地区についての活用状況について、委員の皆様は納得できましたか。できませんか。

委員(藁科)

あれが現状だという事ですね。

座長(宮平)

「新港地区の利用状況」も済みかと思えます。どなたか押して下さい。

「新港の植栽されたマングローブ林の生育状況」「自然型護岸」は見てきましたが。

委員(岩田) 説明が欲しいです。  
座長(宮平) そうですね、説明が欲しいですね。わかりました。  
人工干潟はどうですか。可能かどうか。  
委員(藁科) 可能かどうかと言われたら、可能だと思います。  
座長(宮平) これが本当に、今の干潟を全て代替しているかという事に関しては、まだわからないという事でしょうか。  
委員(藁科) 泥干潟に関してはという事だと思います。  
副座長(島田) そういう事で良いのではないですか。  
座長(宮平) あとは、何がありますか。  
委員(藤田) 表の下の方にあります、「新港地区の変化」はどうですか。  
座長(宮平) これも、「新港地区の変化」というのは見えていますので、どうでしょうか。済みだと思います。あとはどれでしょうか。このような感じでしょうか。では、後でまた何かあればやりましょう。では席に戻って下さい。

( 一 同 着 席 )

前回の委員会で、那覇の自由貿易地域と特別自由貿易地域の違いについて、若干混同があるのではと思いましたが、少しこの「沖縄自由貿易地域の案内」という資料をご覧になっていただけますか。

これが、鏡水にある沖縄自由貿易地域、いわゆる那覇における FTZ です。これが、今日視察した特別自由貿易地域の資料です。この資料もお開け下さい。

まず、那覇の自由貿易地域と特別自由貿易地域ですが、委員からの質問で、那覇における FTZ が失敗しているのに、なぜ特別自由貿易地域をやらなくてはいけないのかというような質問が出たと思います。そうすると、那覇の自由貿易地域と、特別自由貿易地域というのは、若干違うというのを説明しなくてはいけないのではと、私の方で用意させていただきました。

まず、那覇における自由貿易地域と、今回視察していただいた特別自由貿易地域の決定的な違いは何かと言うと、港に臨んでいるのか、あるいは港から遠いのか、まずこれが決定的な違いだったと思います。

それともう 1 つは、今回の特別自由貿易地域の案内でご覧になったように、工業団地ですが、賃貸の工場施設と、販売用の工場施設がありました。その違いがあります。ところが、那覇における自由貿易地域というのは全て販売用だったのかな、そういうことです。その辺りが違います。

それから、法人税、税率が違います。税率も細かくわかれており、補助制度、助成金等が違います。そういった意味で、那覇における FTZ と特別自由貿易地域というのは若干違いがありますので、那覇の方が失敗したからと言って、特別自由貿易地域も失敗だという形で捉えるのはどうだろうと考えておりますが、いかがでしょうか。そういう意見が委員の皆様からあったものですから、ご説明している次第です。

委員(大田) それを言った方が今日はお休みしていますね。  
座長(宮平) そうですね、今日はいません。

- 副座長(島田) 名称こそ似ていますが、基本的には別物ですよ。
- 座長(宮平) 基本的には別物だと認識していただきたいのですが、いかがですか。どなたが大田委員以外に、印象としてはいかがでしたか。感想でもかまいません。
- 委員(藁科) 違う事は、これは両方見ると分かるのですが、中城湾の新港地区の方が有利なのではないでしょうか。
- 座長(宮平) そうです。今ちょうど那覇の自由貿易地域が失敗するのに、なぜ特別自由貿易地域をやらないといけないのかと、質問をした当の本人がいらっしやいましたので、すすめたいと思います。
- 今日実際に現場を視察してきたのですが、基本的にいいますと、那覇の自由貿易地域は港に臨んでいない自由貿易地域です。もう1つは、今日見てきた所ですが、分譲用地、賃貸用地、賃貸工場という形で、投資家からすると、かなり投資がしやすいような状況であるという事と、もう1つは、那覇の場合は関税という物を意識した、加工貿易型だったのですが、特別自由貿易地域というのは、そうではなくて、直接ダイレクトに出す、関税云々の問題ではないというような感じです。臨港型の工業団地だというふうな事が言えると思います。その辺りの違いがあると思います。それとあともう1つは、従業員を何人以上雇うと助成があったりする。そういった物が、特別自由貿易地域にはあるが那覇にはないと、そういうような制度上の違いが若干あるという事です。従って、那覇の地区のFTZが失敗したからといって、そっくりそのまま特別自由貿易地域が失敗するという事にはならないのではないかとこの事です。これが私からの説明です。
- 他に何かありませんか。今日視察をしてみて、どういう印象をもったかでも良いです。
- よろしいでしょうか。先ほど島田委員からもありましたが、那覇の沖縄自由貿易地域と特別自由貿易地域はそもそも違いますので、沖縄自由貿易地域が失敗したのになぜまたやるのかという質問については、取扱いとしてはどうしますか。
- 副座長(島田) 委員会として現状の中城の特別自由貿易地域は失敗しているという事で決めつけるというか、そういう判断に立つという事ではなく、このレベルの意思統一でいいのではないのでしょうか。沖縄中にそういう空気があります。その実施主体者である県は苦戦しているようですねという事はあります。しかし、ここ2週間くらいの情報でもあるのですが、先々の見通しは良くなってきており、好転していると聞きましたが、私はその情報は確かだと思えます。この15、16年間くらいはこの事業は相当に苦しかったようですが、少し光明が見えてきていると、私はそう理解しています。引き合いが大変多くなっているというのは事実のようです。またそれが実際うまる状態かどうかという問題はわからないにしても、というような認識を私はもっています。
- というわけで今話を戻すと、那覇はうまくいっていませんでしたので、ここも危ないのではないかとこの話に決めなくても良いのではと私は思いますが、どうでしょうか。

座長(宮平) 今日見ていただいたと思いますが、すでに分譲が始まった、あるいは賃貸工場などというのは、ほぼ埋まっていたわけです。まだ新しく埋め立てて間もない所の利用が未利用という事になっているとは思いますが、そういった所から判断していただきたいなと思います。ですから、成功云々よりは、少なくとも利用状況はあるというのが、客観的な意見かなと考えられるのですが、どうでしょうか。沖縄市側の分譲地は土地の利用状況が98~99%に至っているという数値があります。それ以上、それ以外の物はないと思うのですが、いかがでしょうか。

ではそういう形でよろしいですか、わかりました、ありがとうございます。

では次に今日の特別自由貿易地域および人工干潟をご覧になっての感想なり、意見なり、あるいは新たな疑問点なり、各委員の方から発言をしてもらいたいと思います。なお、大田委員がこの後、のっぴきならぬ都合で退席しなくてはならないそうなので、先に大田委員からお願いします。

委員(大田) 前は本物の干潟に行き、今回は人工干潟、これは目的が違うせいなのか、今日行った人工干潟は、トカゲハゼの背びれは確認できませんでしたが、あきらかにたくさんハゼがいるというのは、目視で確認できました。ですから、トカゲハゼに関しては、人工干潟はありなのかなと思いました。それが、本当の干潟ではないというなら、私はわかりませんが、とにかく人工干潟もありなのではという部分があったのは伝わりました。

座長(宮平) 土地利用の状況というのは、大田委員から見て何かありましたか。例えば日プラさんとか。

委員(大田) 土地利用については、日プラさんも実際にニワトリが先か卵が先かという事と、湾岸整備がもう少し進んでいけば、全世界に向けた物流が出来るが、現時点では難しいと、それはまさにその通りだと思いました。

更に今日おじゃました特殊タンクの会社も、新港が完備していれば、もう少しスムーズに行くのですがという事を言っていたので、これはもうどちらが先かという事ではなく、両方、両建てでいくしかないのではと認識しました。

港湾が整備されると、日プラさんは大きな工場を作ると実際に言っていたので、この1つの例を取っても、どちらが先かわからないが、進んでいって、物流の拠点、工業団地としての物流特別地域という事で、世界に向けて発信できれば良いなと思っています。以上です。

座長(宮平) では他の委員の方も自由にお話してください。どうぞ。

委員(藁科) 日プラさんの方は、説明の時に悲痛な叫びが聞こえてきて、やはり出ず道が今無い状態、外に出したいが、今は恐る恐る那覇まで車で運んで引っ張り出している状況だったので、あそこは今、土地はできていますが、まだ完成はしていないのだなという印象です。完成しないと、本来の目的の価値が出ないから場所が埋まらないというのが良く理解できました。だからといって浚渫して港を整備するという方向に気持ちが行くわけではありませんが、少なくとも、あの場所は港がないからああいう状況なのだというのは良く理解ができました。

座長(宮平) ありがとうございます。では次、岩田委員お願いします。

委員(岩田) 私は新港を見て、内情を何も知らない一市民として見た場合、荒地が多い、空き地が多い、全然利用が進んでいない、どうなっているのだろう、税金の無駄遣いなのではないかという風に思ってしまいます。先ほど薬科委員の話にもありましたが、ものすごく FTZ の浚渫を望んでいる、本当に何とかして欲しいという企業の方からの声を聞いて、そういう人もいるのだという事が初めて肌で理解できて、新港というものがそこにある以上は、私は活用して欲しいと思いました。あのままの状態、どっちにも行けないという状態はやはりまずいと思うので、ある以上は活用できるよう、あそこの更地が埋まるように、そしてもっと企業が躍進できるような整備がやっぱり必要なのだろうという事が、今日の視察でとても実感できました。

座長(宮平) では、當山委員お願いいたします。

委員(當山) 私も薬科委員や岩田委員と同じなのですが、港があればもっと土地が埋まっていくのではという印象がありました。今日話しを聞いた2件の企業は世界的にもすぐれた技術を持っている企業でしたので、そういう企業が集積していくと言う事は素晴らしい事ではないかと思いました。もしこのままずっと港がどうなるのかわからない状況が続くと、別の場所へ展開を求めて移転してしまう可能性も出てくるのではないかと思いました。以上です。

座長(宮平) はい、ありがとうございました。では、藤田委員お願いします。

委員(藤田) 自由貿易地域に関しては、その他の委員の皆様とほぼ同じ感想です。

1つ気になったのは、2件目にいった特殊タンクの企業、工場も自前で建てているという事だったのですが、その時に少し気になったのが、重さに耐えるために土地に杭を打つなどという話があったのですが、それも自費、会社のお金で整備費がかかったという話があったので、土地がそのまま使えるわけではない、そういう事も考えなくてはいけないのだなという事が発見の1つでした。

干潟に関しては、人工干潟というのは沖縄に限らず全国的にある物なので、人工干潟がダメだという事はないと思います。ただ、気に掛けなくてはいけないのは、トカゲハゼを、うまいこと生息させようという意図で作られたもので、その他諸々の、例えば泡瀬の、この間皆が歩いた時に見たような状況が、全てを包括するようなものではないのだという事は、一応認識してはいけません。以上です。

座長(宮平) はい、ありがとうございました。では高江洲委員はいかがですか。

委員(高江洲) 日プラさん、コンボルトジャパンさんのお話を聞いて、非常に有意義な視察でした。そして、移って来て初めて、ここの物流がすごく悪いという事が分かったという意見を聞いて、やはりそうなのだなという感じです。

2006年度に2社しか入居していないというか、それを捉えて新港地区もダメなのだという話が、どこかから聞こえてきたという話がありますが、逆に言えば、あの用地が塩漬けになっている1つの大きな要因というのは、実はきちんとしたインフラ整備をされていないという事があります。結局魅力あるイン

フラがきちんと整備されていないがために、なかなか入ってこないという事があるのでしょうか。特に物流で大きな物を作った場合は、その港から輸出が出来ないという事で、わざわざ那覇まで持って行き、そこからでないとな輸出ができない、そのためにすごいコストがかかってしまうという、これは非常に大きな問題だと思えます。そう考えると、きちんとした整備をしないことにはどうにも使い物にならない、そんな事でいいのかというような事を少し感じました。以上です。

座長(宮平) はい、ありがとうございます。島田委員お願いします。

副座長(島田) はい、良い視察をさせてもらいました。1つは人工干潟、藤田委員がおっしゃるように、自然の干潟をそっくりそのまま出来るわけではないが、人間の手によってでも、こうやって干潟というのは再生するのだというのを見たという気がします。5年たって、10年たって、ある海の干潟というのがそこに定着するのだろうかというのを想像しました。これが1つ感じた所です。

土地利用の件ですが、企業2社まわって、私も他の委員の皆様とほぼ同じ意見です。

先週、県庁の方にこのために行ったのではないのですが、関係している仕事のために、2ヶ所寄りました。

商工労働部企業立地推進課という所が、今日私達が視察した所を主管しているのですが、実はそこに中国からのあるお客さんを連れて行きました。そんな事もあって、その担当課長や何人かの方と、情報交換をする機会がありました。県庁側はこれまでになく、非常に自信を持っています。どうもこの土地に対する期待が内外から出てきている。おそらく嘘ではなく実感だと思えます。かなりそこを尋ねてくる有望企業もあるようです。

特に、中国のマーケットは動いています。今年の初めあたりから、中国の政府は外に向かってという事で転換しています。今年から中国という経済は、有望な外に対して投資をして行くという事ができるようになりました。その中のひとつに、今日我々が見た場所が見られています。それは何を物語っているかということ、大陸からの視察者が非常に増えている、北京、上海から訪れるという事がおきています。

そしてもう1つは、別件で企画部に行きました。その責任者とも雑談をしてきましたが、この東部海浜事業の理解度が極めて低いものでした。そんな事になっているのですかという感じでした。

これはどういう事かということ、どう理解するかですが、県の企画開発部という所の然るべき人の理解が低かったというのがひとつありました。

この東部海浜開発事業、これをこれから成功させていくという事において、色々な人に理解をしてもらって、これを有効活用していくという事が、我々の前に提示されていた計画の中にあるはずで、それにしては、やはり伝わっていないという事があるのではと。これは報告という形にしておきましょう。先週の経験から、2つの件を確認できたという報告をしておきます。

整理をしてこれからの事に繋げていきたいのですが、大変意味のある事だっ

たと思います。今日拝見させていただいたものとも繋がる事だと思います。以上です。

座長(宮平) ありがとうございます。では、今日残念ながら参加できなかった伊良部委員はいかがでしょう。

委員(伊良部) ここまで実際に埋立がほぼ完了して、後はどのようにしてそこに企業を入居してもらうかという事を考えた場合には、これはもう何がなんでも成功させないといけません。その条件として、浚渫土砂をしなくてはならないという事については、誰もが今の時点では異論を挟む余地はないと考えています。これだけの税金の投資をしてこういう風な事業が進んでいますので、これは失敗があってはなりません。それを頭に置いて、問題点についてはやはり厳しく、お互いが指摘をし合いながらより良い方向に持っていくという事が大切なのだろうと思っています。

先ほどの那覇の方の話ですが、当初は華々しく色々な企業が入ってきました。私も最近少し覗いて見たのですが、当初の企業とは違って、すっかり様変わりをしてしまっている。全く状況が違っています。ですから、今回の中城湾のこの新港地区においての、私が懸念をする所は、たしかに、かなりの入居率、ほぼ100%になるのではないかと感じておりますが、それがどういうふうにしてそこで継続をして、ここで商売をしていただくかという事が重要になるのだろうと思っています。

ですからそういう事を考えると、総合的な所をどういう風に、きちりとバックアップをしながら、この事業という物が、この中部に定着ができるのかという所を考えた場合には、この部分も含めてお互いにしっかりと色々な情報を、入手をしながら議論をしていければいいのではないかと感じています。

座長(宮平) はい、ありがとうございます。新港地区の状況の認識については、皆様はもう実体験で、皮膚感覚で解るのではないかと思いますので、これ以上議論しても進まないのではと思います。

もう1つは、この事業は県の事業だし、そして浚渫に関しては国の事業なので、東部海浜開発に関してはあまり影響がないというか、我々は埋立後の事を考えるというか、そういった物を考えるというのが、沖縄市のミッションで、この委員会のミッションというのは、状況がどうなっているのかというのを、市民に伝えるというのがミッションですので、成否は問わないという事です。

単にどういう状況になっているのか、分かり易く説明するという事を考えていきたいと思っています。

では、視察を終えての議事についてはこれで終了したいと思います。

2について、その他、資料-1について事務局の方でお願いいたします。

事務局(仲宗根) では事務局の方から、資料-1について説明させていただきます。

「県内埋立事例について」という事で、横に5つの県内埋め立て事例、西原与那原、糸満、豊見城、平良、石垣、という事で、それぞれの事例ごとに埋立主体、規模、土地利用、土地利用計画の変遷、環境への配慮、用地処分等について整理しております。あくまでも事例の紹介という事でまとめたものとし

て見ていただきたいと思います。

ひとつずつ説明したいと思います。まず一番左です。「中城湾港西原与那原地区」埋立主体は沖縄県。埋立の規模は約 142ha となっております。土地利用計画につきましては、昭和 61 年にマリンタウンプロジェクトという事で構想がスタートして、平成 2 年に港湾計画への位置づけ、平成 8 年に埋立免許の取得、そして工事の着手という事になっております。平成 13 年より分譲が開始されまして、土地利用計画につきましては、平成 13 年、16 年、18 年に変更計画が行われております。

環境への配慮については、特に水路の水質についてモニタリング等行なわれているようです。

用地処分につきましては、その手法なのですが、県による埋立、それから町村土地開発公社に処分、もしくは国、民間に処分という形になっております。さらに町村土地開発公社の方から、個人または公共用地として使用する町の方に処分されるという形が取られております。これは西原町と与那原町とで進められておりますが、両町とも用地処分については良好に進んでいるという判断があるようです。

次に、「糸満市」、1 次から 4 次、それからマリノという 5 つの地区があります。埋立主体につきましては、いずれも糸満市の土地開発公社、埋立規模は全てのトータルでいきますと約 362ha。中でも西崎地区の方が 287ha という事で、最大規模となっております。

土地利用計画につきましては、昭和 41 年に第 1 次の埋立の免許がなされ、その後順次埋立が進められているという事で、非常に埋立の歴史は長いものという事になっております。ちなみに、サンエーの潮崎シティについては、土地利用の変更によって誘致がなされたという事で聞いております。環境への配慮については、特に無いようです。環境アセスは行なわれているという事で、その他特に話は聞けませんでした。

用地処分につきましては、同公社の方から国、又は民間、個人等へ処分がなされているようです。

収支や雇用等についての事業効果については、良好に進んでいるという事で聞いています。

3 番目、「豊見城市の豊崎タウン」です。埋立主体は沖縄県の土地開発公社で、埋立の規模は約 160ha、土地利用計画につきましては、平成元年に豊見城村の地先開発基本計画という事で策定がなされ、平成 9 年に埋立免許を取得、工事が着手されております。平成 13 年より分譲が開始されまして、その後平成 13 年、14 年、17 年に土地利用計画の変更が行われているようです。特に平成 17 年に変更されました箇所は、製造業用地を観光関連用地に変更したことで処分も進んだという事で聞いております。

環境への配慮につきましては、干潟を残すという事で、埋立計画を当初の 180ha から 160ha に変更、縮小したという事です。更に野鳥の休息場として、人工中州を整備した事により、クロツラヘラサギ等の野鳥も多く飛来して来て



いるという事でした。

用地の処分につきましては、同会社の方から、国、又は民間、個人への処分がなされているようです。

その他、収支や雇用等の事業効果については良好に進んでいるという事で聞いております。

続きまして、「平良港のトゥリバー地区」、埋立主体は現在の宮古島市という事で、港湾管理者としての宮古島市という事になっておりまして、埋立の規模は約 32ha、土地利用計画につきましては昭和 62 年に基本構想調査がスタートされ、平成 2 年に港湾計画に位置づけ、平成 5 年に埋立の免許が取得され、平成 10 年にはマリーナの一部が供用を開始されているようです。

環境への配慮につきましては、サンゴの移植や防波堤を親水空間として利用する等の配慮が行なわれていると聞いております。

用地の処分につきましては、宮古島市の方から直接民間等への処分がなされるという事ですが、用地処分はこれからだという事でありませう。

最後、右端の方です。「石垣港新港地区」、埋立主体は国です。埋立の規模は約 70ha、土地利用計画につきましては昭和 49 年に、石垣港の港湾計画に土砂処分場として位置づけられ、その後、昭和 54 年、60 年に第 2 次、第 3 次の土砂処分場を追加され、現計画の 70ha という事になっているようです。

昭和 63 年、それから平成 13 年、16 年に土地利用計画の変更が行なわれているとう事です。

用地処分につきましては、国から石垣市、更に民間等への処分がなされているという事で、事業の仕組みとしましては、最も沖縄市と似た事例になるのではと考えております。

現在、ふ頭や緑地等の港湾施設用地は無償で国から市へ管理委託されると。民間等への処分用地は、処分先が確定した段階で、市は国から用地を購入するという事が取られているようです。用地処分については、これからだという事で聞いております。以上です。

座長(宮平) そうしますと、まず気をつけていただきたいのは、埋立の事業主体というのが、先ほど事務局の方からありましたが、石垣地区を除いては、他の地域はこれまでの形式では地方団体がやります。それともう 1 つは地方債、例えば沖縄市の場合だと沖縄市の方で借金をして、借金を担保に埋め立てを行なうというのが、他の地区での埋立のあり方だという事です。ということで認識してよろしいでしょうか。

事務局 はい。

座長(宮平) 今回の東部海浜開発については、今説明があったように石垣港新港地区と同じように、埋立主体は国、そして海岸線は県という事で、埋立後の利用について沖縄市が土地需要が発生次第、国、県から買い上げて民間の方々に販売したり、様々な公共施設に転用したりという事をやるという事です。そういう事で認識はよろしいでしょうか。

それから沖縄市が関わる事業というのは、何度も繰り返し申し上げますが、

埋立後の埋立地をどう利用するのかという事に関わってきます。

もう1つは、沖縄市の場合には他の所と違って、起債、借金をする必要がないという事です。ですから、財政上の負担が、他の埋立需要に比べれば負担が少なくなるというのも特色になるという事です。

という事で、今までの説明の中でご質問があればお願いします。

副座長(島田) 今の座長からの流れを踏襲した形で理解したうえで、ポイントを1つ押さえておきたいと思います。土地の処分という所が、市にとっての大変大事な仕事がかまっている。石垣市の例も同じでしたし、沖縄市もそうなっているわけで、前回の議論でもそうでした。

民間への処分用地については、処分先が確定した段階で、国、民間に処分する計画で、これが国や県との約束になっており、沖縄市もそうだというのが先週の説明でした。

どういう根拠でその説明になっているのかを、一度私は聞いたのですが、もう一回説明していただくとありがたいと思います。

事務局(仲宗根) 沖縄市の方が処分する流れにつきましては、国の埋立地を一旦県が購入すると、県が購入した用地を沖縄市が購入すると、そういった流れで単に沖縄市はそれぞれの最終利用者に処分するという形なのですが、その中で県と市との間で、協定書が平成15年に締結されていると。その協定書の中に、第4条という形で、その約束ごとが交わされているという事で、前回は説明したものです。

座長(宮平) 他の地域ではどうなっているのか、他の埋立地への処分はうまくいっているのか、いないのかという事で委員の皆様から何かありませんか。

はい、どうぞ。

委員(高江洲) 今の協定書の話ですが、これは一件一件についていて、たとえば価格だとか、そういう需要があった時に、そこと協議書というか、契約書のようなものをやる、そういう理解でいいのでしょうか。細かい話で申し訳ないのですが、一括ではないですね、個別個別という事ですね。

事務局(仲宗根) はい、処分単価につきましては用途別に変ってくるのかなという事で考えております。

座長(宮平) 今高江洲委員が言っているのは、個別というのが、ブロックなのかそれとも用地ごとでの目的ごとなのかという事です。これは状況が変われば、土地利用のあり方も変わってくるわけですね？

事務局(仲宗根) ケースバイケースもあると思いますが、用途につきましても、その場所場所でも違ってくるのかなと。その辺りは鑑定評価、その辺りも十分に参考にされた価格になるという事で考えています。

座長(宮平) 他にありますか。はい、どうぞ。

委員(大田) おそらく同じ事だと思いますが、県から買う時期というのは、市が処分したい時に買えばいいという事ですね。

沖縄市が処分したい時に県から買えば良いという事ですね？

副座長(島田) どのくらい小分けでいいかという問題ですね。

事務局(仲宗根) その範囲についても、今後の協議によるという事が、協定書に謳われておりまして、その処分の状況によって変わって来ると考えております。

委員(高江洲) そうですね、「購入する時期および価格等について協議書を締結した後、国と国有地譲渡に関わる協議を行い、国より譲渡を受けるものとする」。

だからこれを読むと、個別なのか、ブロックごとなのかなと、分からない部分があって、それを少し質問させていただいたのですが。なぜかと言うと、個別なのかブロックなのかで市が負担するものというのは変わってくると、そう読めるのかなと思いましたので。

座長(宮平) 他にありませんか。はい、どうぞ。

委員(伊良部) 先ほど市の負担は非常に少ないというお話がありましたが、この土地を売るためには、県道を作ったり市道を作ったりするわけですよね。逆ですか？違いますよね。土地の売買計画が決まってから道路を作るという事ではないはずです。そんなおかしな話はないと思いますので、ある程度のおおよその区画整理をして道路等を造った上で、上下水道も含めて、環境整備を整えないと企業としてはなかなか入れないだろうなと思っています。その辺はいかがでしょうか。

事務局(仲宗根) その辺りの先行投資というのは必要になるかと思っています。ただ、これまではインフラ整備については91億円という事で試算しているという事で説明してきましたが、その91億円全てが先行投資という事にはならないという事で考えております。

91億円については、総事業費という事で、その中には補助事業も含むという事で、市としてはできるだけ補助事業を導入して、市の負担を軽減するという事も同時に考えている所です。

座長(宮平) 他には、はいどうぞ。

委員(伊良部) 先ほどの主体は国だというお話ですが、私の解釈では、浚渫土砂の埋立に関する事に関しては国が主体だという風に認識しております。ところがこの土地の形成は、当然、市も関わっているはずですよ。国、県、そして沖縄市と。3者が共同で作成をしたと私は認識をしており、この埋立の地形、形成と申しますか、それが決まった後に、沖縄市に利用計画を考えて下さいという、そういう乱暴な話ではないと思います。当初から3者が関わっていると認識しておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

事務局(仲宗根) 国はあくまでも土砂を処分する、更地を造る、そしてその後、たしかに伊良部委員の言うように景観形成も含めて、いくらかの起伏をつける等の事業が出てくると考えています。それについては、県、市の協議によって行なわれるという事で考えています。

委員(伊良部) なぜその話をしているかといいますと、乱暴な話をしますと、こういう形で埋立をしますから、その後は沖縄市の皆様で考えて下さいというような話ではないでしょうと。違いますよね、そういう事ではないですよ。ですからこれは、埋立必要理由書の中にも書かれていますが、「Ⅰ期工事の状況を見極めながらⅡ期工事」という事は、その辺りの含みもあるのではと。あくまでも、沖

縄市は利用計画だけを考えて下さいという乱暴な計画ではないのではないでしようかという事を私はお聞きしたいという事です。

事務局(仲宗根) 埋立形状につきましては、平成7年の港湾計画で決定されております。それは沖縄県により策定されておりますので、形状は沖縄県が作成したという事です。ただ、その港湾計画に位置付ける前段となった沖縄市の案というのがありますので、これは沖縄市も含めて県と一緒に埋立形状を作成したという事で、その後、この工事について国が新港地区の多目的国際ターミナルという事の事情で参画してきたという事ですから、国はあくまでも浚渫土砂を処分するだけ、その後の活用については県と市で図っていくという事になっております。

座長(宮平) ですから沖縄市が、今の形状についても関与しているわけですね。

事務局(仲宗根) はい、沖縄市と県とで策定されたものです。

座長(宮平) はい、では島田委員どうぞ。

副座長(島田) おそらくこういう事だろうと思います。平易な言葉であえて言うと、国が埋立しました。市はこれを活用するために91億円くらいの先行投資的な整備が必要だと想定しています。ただ、この91億円は沖縄市役所からの持ち出しではなくて、色々な補助をうまく活用しながら、できるだけ市としての負担は小さくやろうと思っています。

これはしかし、割合の事は言うておりませんでした、6割くらいは、外からのお金を使いたいというお話だったかと思いますが、これはまた機会があればお話して下さい。

そして先行投資的なお金を入れた時に、いよいよ売れるという話の時は、売り先が決まってから県から買うという事で良いと、県と約束がついていて、こういう話でした。ここまで理解しました。

先行投資的な金、これは沖縄市民からしてみれば、我が沖縄市役所のお金であるわけで、割合を小さくするとはいってもこれだけ出て行くと。さて、これはどうやって取り返しますかと。この先行投資した分は、市民はどうやって還元されてくると考えたら良いでしょうか。

事務局(仲宗根) インフラ整備事業につきましては、公共としてこれは当然の事業という事で考えております。ただ、それをさらに返していくのだという事の方につきましましては、他の埋立事例でも多く行なわれているようです。

今日、5つの事例を挙げていますが、その中でもそういった考え方でもって償還しているという事例も多いようです。この沖縄市の埋立につきましては、その辺りは今後の詳細の中でどうしていくという事になってくると考えております。

座長(宮平) よろしいですか、当然それは事業費を土地の面積で割って、それにプラスして売るとというのが当然の売り方ですね。

副座長(島田) しかし今はそこまではっきりとはおっしゃっていません。

座長(宮平) いや、普通は起債をした場合はそれでやっています。起債といのは借金ですね。借金をした場合にはそういうやり方をするわけです。という事はそれに

則ってやれば、そういう風になると。

副座長(島田)　　そこまで整理できますか。これを市民に対して説明する必要があるのです。  
事務局(仲宗根)　　試算としては、その事業の裏負担分を含めて返済するという試算も一つの  
ケースとして検討しております。

座長(宮平)　　色々ケースはあるわけですね。

事務局(仲宗根)　　はい、色々なケースを検討している中で今後決定されていくと。

座長(宮平)　　少々よろしいですか。ですから、決定権はこちらにないのです。事務局はあくまでもプランを出して、議会の承認を得て、1haあたり、1㎡あたり、一坪あたりいくら売るのでかという事を決めなくてはいけないわけです。ですから事務局にいくらで売るのでかと聞いても、それは答えることはできません。はっきりと申し上げますが、その時の状況によって変わるものです。

副座長(島田)　　それはそうですよ。どういうプランがありますか、という話であって。

座長(宮平)　　ですから、いくらという具体的な数字は出てきません。どういう状況で、どういうふうな方法があるかという事については、今言ったような形で起債額を、例えば面積で割って売るといような方法もありますし、色々な方法があるという事です。

副座長(島田)　　そうなのですかという話であって・・・。

事務局　　そういうことです。

副座長(島田)　　はい、わかりました。

座長(宮平)　　では、はいどうぞ。

委員(藤田)　　この県内埋立事例それぞれの総事業費、例えば石垣だったら国が埋立事業をしているが、その後石垣市が、処分する、先行投資的な額みたいなものが出ていないので、額が知りたいと思います。今日でなくても良いです。

事務局(仲宗根)　　埋立事業費につきましては、公表された数字がありますので、それは提示できると思います。ただし、その後の石垣市が行なうインフラ事業費、そういった数字は、公表された数字がどうも無いようなので、調整して出せるものは出して行きたいと思います。

座長(宮平)　　といいますのは、まだ未発表なものですから、ここで数値が一人歩きしてしまつて、土地の処分状況に影響を与えてはいけないということもありますので、ここは慎重にやりたいというのがあります。

委員(藤田)　　沖縄市はなぜ発表しているのですか。総事業費91億円という額を出していますよね。

座長(宮平)　　これはおおよその額で、正確な額ではないです。これはおおよそですよ。概算ですよ。

副座長(島田)　　石垣もそれはあるはずですよ。土地も出来上がっているのです。まだ決まっていないということは事実のようですね。処分先も含めて。

事務局(島田)　　そういったインフラの事業費が、場合によっては、処分単価に、逆算して可能性があるという事もありますので、内部ではおそらく試算はいくらかケース毎にされていると思いますが、正式な紙面での発表はまだで、うちの方でももっておりません。

座長(宮平) ですから、決めるのは議会なので、議会の承認を得てやらないと、いくらだとかどうのこうのと言えないというのは事実です。案を出す事はいくらでもできますが、しかしその案が本当になるかという、そうではない。議会が決めるべき事です。

副座長(島田) ここで大事なのは、どういう考え方でやるかという事であって、数字の話はあまり触れる必要はなくて、今の負担額をどうやって市民に償還していくのかという考え方が示されれば、この委員会としては十分だと思っています。

色々な方法はあるという話が座長からありましたが、少し市民にとって分かりやすい説明があるといいと思います。

事務局(島田) さきほど処分の方法もケースも含めて、課長から説明がありましたとおりです。そのインフラ整備の裏負担につきましては基本的には処分単価で返すのが一般的だと、我々もそういう形の考え方を持っているという事です。

座長(宮平) つまり、掛けた分に関しては、土地を販売する時に、ペイするような形で販売します、その方法についてはこれから良い方法を考えて行きましょう、状況も考えも変わりますのでという事でよろしいですか。

副座長(島田) 基本的な考え方はそれだということで納得できる。

事務局(島田) その場合はですね、処分単価を仮に算定しましても、例えば、周辺地価がものすごく安い場合、あるいは高い場合、色々ケースがあると思いますので、そうしたケースを見ながらしか考えられないという事なのですが、基本的には安くなると思います。当然、さきほど座長が申し上げたとおり、他の市町村のこの事例がありますが、借入で行なっているわけです。沖縄市は、まずその借入れが無いので、そこでまず1つリスクが無いという事が、先ほどから我々が申し上げているように、リスクが無いという説明です。

他の市町村よりはやはり、優遇されているとは言いませんが、それだけの沖縄市自体の負担分については、ある程度軽減されているという考え方でもって、この事業が進められているという事になっていると思います。

座長(宮平) はい、どうぞ。

委員(伊良部) そうは言っても、今見積もっている91億円というのは、トータルで考えると、非常に大きな財政負担となるわけですね。そして、これは補助といっても借金ですから、最終的には返済をしないではいけないということなのですが、先ほどの質問に対して、少し私は認識できていないのですが、沖縄市はただ単に土地の利用計画のみではないですね。この点は確認させて下さい。

座長(宮平) ですから伊良部委員が言っているのは、土地利用と言った場合には、土地の形状も含めて。

委員(伊良部) 開発計画そのものに関わっているでしょうという事です。たしかに浚渫土砂は国だという事は十分に理解しています。ですから、あとは国は沖縄市と、それから県になると思いますが、これからの状況を見極めたうえでⅡ期工事の部分は、私はそのように想定している所なのですが、状況によっては、計画そのものもありうるのではないかと解釈していますが、いかがでしょうか。

座長(宮平) それは事務局では決められません。

委員(伊良部) 現時点で分からないなら分からないでかまいません。ただ、決め付けられると困りますので。

事務局(仲宗根) 当初から説明しておりますように、基本的に埋立は国が進めております。沖縄市の役割は東部海浜開発事業という事で、土地利用という事です。

事務局(山城) 土地利用に関しては、形状やそういったものに関しては、全て沖縄市が考えたものです。埋立申請では土地利用のことが書かれており、国が作成してありますが、実際には市のものを借りて、土地利用がないといけないので、沖縄市のものを全て使っていますので、国がこうしろ、ああしろといって作ったものではありません。沖縄市が考えたものです。沖縄市の責任でもって、その土地利用があると考えて下さい。

座長(宮平) あともう1つは、事務局では決定できませんので、例えば埋立のⅡ期工事や、あるいは形状を変えるという事などについては、事務局にはそういう権限はありません。これはあくまでも、手続き上は、提案をして、市議会が決定をして、国や県と協議しないといけなくなります。

委員(伊良部) そこが大事だと思います。協議をすると。今のよう、言い切ってしまうと少しおかしな形になるものですから、これは今後の協議事項ですという事で整理を図れば良いと思います。

座長(宮平) ですから、協議するもしないも、そこは事務局が言える立場ではありません。

委員(伊良部) この間の、埋立必要理由書の中に協議をするというのがあったと思いますが、私はその事を言っています。

座長(宮平) それについての判断、そしてそれについてはやはり市長、あるいは市議会が決定しなければいけないという事になります。

事務局側に聞いても、それは答えられる限界を超えている事だとお考え下さい。これ以上事務局をつついても何も出てこないというのが現実です。

はい、どうぞ。

委員(岩田) 豊崎タウンの埋立の事についてなのですが、私は「あしびなー」に行って、屋上から景色を見ると、目の前にわりと大きな干潟があって、なかなか大きな干潟がそのまま残っているなと思って見ていましたが、このプランや経緯を見ると、マリンシティ泡瀬のプランに似かよっている所が多いと思います。これはマリンシティ泡瀬にはありませんが人工中州だったり。人工ビーチが700mだったり、流れ込む河川の汚濁がワーストワンだった事があると、これは干潟の雨水幹線の汚濁もかなりひどいし、さらさらと書いてあるだけなので詳しくはわかりませんが、水質汚濁は改善傾向にあると読めますし、そして良好な干潟が残されているとか、周辺の水路では景観に配慮してゆるい傾斜の石積みを使っているなど、かなり泡瀬の東部海浜開発事業に関して参考になる所が多いと思うので、少しこの詳しいデータとか、どのように実際の数値、水質汚濁が改善されてきて、どういう手法を取ったのかという事が、もし分かれば知りたいと思います。

座長(宮平) それに関してはいかがでしょうか。

- 事務局(仲宗根) 現在詳細については持ち合わせておりませんので、なんらかの形で資料が入手できるようであれば提供して行きたいと思えます。
- 委員(岩田) お願いします。
- 座長(宮平) 他にありませんか。はい、どうぞ。
- 委員(當山) 事例についてなのですが、売却を始めた時期と、処分された割合というのを、ご存知であればそれぞれ知りたいという事と、マリンタウンプロジェクトが一部事業縮小されたと思えますが、その経緯を知りたいという事です。
- この今ある写真で、こちらは事業は全部完了なのですか。
- 座長(宮平) 土地の販売状況について、もし知っているのであれば、状況報告をお願いします。
- 事務局(仲宗根) 豊見城と同じような形なのですが、現在詳細については持ち合わせておりませんので、今回は事例の紹介という程度でご理解していただきたいと思えます。
- 座長(宮平) いや、調べていただけるのでしょうか、いけないのでしょうかという事です。
- 事務局(仲宗根) 公表分だけについては、調査して提示していきたいと思えます。
- 座長(宮平) 當山委員、よろしいでしょうか。それと、マリンタウンプロジェクトが一部縮小されたという情報もありますが、それについてはいかがでしょうか。佐敷の中止についてですか。
- 事務局(仲宗根) 新聞報道による情報程度なのですが、そういう報道があったという事は承知しておりますが、港湾計画上の位置づけについてはまだそのまま残されているようです。
- 座長(宮平) まず、市町村合併がありましたよね。そういう事もあって、中止になったのではないのかという推測ができますが。
- 事務局(島田) 新聞でもそのような事が書かれていました。一応資料として持ってきます。
- 座長(宮平) そうですね。ですから、事業主体が変わったのですね。佐敷町から南城市です。そうすると、どうしても今までの事業はストップするという方向になります。
- 他に何かありますか。伊良部委員どうぞ。
- 委員(伊良部) 先ほど岩田委員から豊崎タウンの話があったのですが、豊崎タウンが今どういう状況になっているのかという事を教えていただければと思えます。
- それと検証されていないのが、税金を使って投資をしたときの費用対効果、これまでどこも試算されていません。
- ただ企業が入りました、ところが実際に蓋を開けると自治体の借金は膨らんでいるというのがあって、いま各市町村が起債を取り崩しているというのが、それも1つの要因だろうと私は理解していますから、これからはそういう時代なのではないでしょうか。
- 座長(宮平) まず、行政の役割というのは、費用対効果はもちろん考えますが、利潤を上げる事ではありません。あくまでも、その土地造成であったり埋立であったり、そういったものについての費用をまかなえれば良いという事なので、民間



企業に比べれば、例えば資本金あたりの利潤率がいくらだとか、そういうものの費用対効果を図れないというのが事実です。これはぜひご理解していただきたいと思います。

儲けようと思えばいくらでも儲かることができます。しかし、それをやらないという事はどういう事かという、それが国民の福祉に供する物だという事でやっているわけです。ですから費用対効果云々という事を言った場合には、あくまでも投下した税金分を回収するという事が、行政のロジックなのかなという事だとお考え下さい。

委員(大田) すいません、中座させて下さい。あの、人工干潟についてのスタンプを押す事ができればと思っています。

副座長(島田) 今の伊良部委員からのお話はいかがでしょう。我々は情報公開するという事なので、事務局で、研究もなさったでしょうから、オープンな情報で良いので、この豊見城の件は良い勉強材料なので、公開情報でもかまいませんが、今持っている情報で出して下さい。それこそ良い研究材料なので、研究は我々委員の問題かも知れませんが、それは自分達の宿題にする、課題になってしまうという事だろうと思いますが、そういう事でよろしいでしょうか。

事務局(島田) 我々が収集できる範囲で、収集した資料は出すようにします。その辺りは新聞の切抜き等もふまえて関係する資料でしたらできるだけ提供するという事で、ご理解をいただきたいと思います。

座長(宮平) ではどうぞ、続けてください。

副座長(島田) 沖縄市の事業に一番近いのは、石垣市かも知れません。

座長(宮平) ただ、状況としては、石垣市はこちらからも離れているし、あの島自体が石垣市だし、他に競合する施設も無いので、国が浚渫して、それを処分するというのは、市がやっているという意味では似ているかもしれませんが、他の要因はまた違ってきます。

副座長(島田) しかし、総合的に比較して、何が近いかと言えば、そこが一番勉強事例になる可能性があると思っております。

座長(宮平) 最近の事例としては、豊崎とか、与那原、西原、そういった所で良いのかと思います。それでよろしいでしょうか。

他に何かありますか。

委員(伊良部) 先ほど座長が、自治体は利益を出すものではないと言いましたが、これはたしかにそうです。ただ、その投資をした分については、しっかり回収するというのは、これから当然求められる時代だと私は考えています。私はその中から利益を出せという事を言っているつもりはありません。そこの所を誤解の無いようにしていただきたいと思います。

座長(宮平) もう1つは、それから税金が、街が維持できるような税収が上がるようなシステムを作らなくては行けないという事です。という事だと理解してください。

他に何かありませんか。

副座長(島田) このポイントは違う視点でとても大事だと思っていて、今回この我々の委員

会は13万市民にこの事業を分かってもらおうという事はとても大きなテーマなのですが、その分かってもらう時に、そこに街ができるという事に関心のない方々にも、わが町の財政には興味があるはずで、興味を持ってもらう事ができると私は思っています。その視点から、この問題に入ってくる、関わってくる、あるいは関心を高めてもらうという機会になると私は思っており、そこをさっきの問題にこだわっていたのです。

東部海浜のプロジェクトが、我が町の財政がどうなっていくかという、その視点の切り口が1つです。そうすると関心が大変高まってくる、そこから感心が入ってくると思いますから、こだわっておきたい。その市のお財布にどう関わるのかという事が。

事務局(島田) 埋立をはずした場合、たとえば区画整理事業を考えた場合でも、インフラ整備というのはやはり市の責任でもってやらないといけないというのがあると思います。ただ、それが負担金がないから区画整理をやらないかという、そうではないと思うし、その区画整理、例えば特に基地の跡地利用などの区画整理というものは、結構市の負担が大きいわけです。しかしそれに限って、ではやらないというわけにはいなくて、区画整理事業であれば当然負担金も出さないといけないということです。ただ、それが直接埋立事業に当てはまるかというのは別ですが、やはり埋立地がもしできるという事であれば、そのインフラ整備というのはやはり市の責任でもってやらないといけないというのは、ひとつあるかと思えます。ただ、そこに基づいて負担金が結構大きいので、それは場合によっては、埋立にかかった費用については、土地を処分することによって賄いましょう、その区画整理でいう保留地でも保留地処分金があります。当然それは、裏負担にまわるものではないのですが、保留地事業は独自であるわけです。公共減歩と通常の保留地減歩があるわけですね。ですから基本的には、その処分でもってまかないたいというのが沖縄市の気持ちとしてあるというのは理解していただきたいと思えます。

副座長(島田) はい、わかっております。方法論ではなくて、その事には感心を持ってもらえるはずだという事を思っているわけですね。これはとても大事な事だと思います。

座長(宮平) 他にありませんか。どうぞ。

委員(岩田) 今日配ってもらったパンフレットを見てみると、一市民の目で見ると泡瀬の埋立計画は、どこも似たような、まるで版で押したような、人工ビーチがあり、商業地があり、住宅地があり、ホテルがあり、そして水路に囲まれていてという感じです。各埋立事業主体というのが別々であるにもかかわらず、こんなにも似通っていて、そういう所に工夫が無いというか、全てお役所の仕事だなという感じです。これで本当に大丈夫なのかと思ってしまう。ここで何を聞くというわけではないのですが、そういうのがおそらく市民の率直な意見だと思います。

座長(宮平) なぜそうなったのかというご説明をお願いします。

事務局(島田) やはり、どちらの市町村も抱えている問題が似通っている部分についてもあ

るかと思えます。やはり沖縄県がかかえている問題というのは、第3次産業に委ねざるを得ないという部分があると思えますし、埋立計画が似ている、似ていないというよりも、各市町村が抱えている問題がそこに求められてきたという、我々の理解でやっています。そしてその水路があいているというものは、当然その環境を守るといふ事があるし、沖縄市の場合には、地元からの要望もだいぶあったという事もありますので、その辺りがMTPと似ているかどうかというのは別個だと思えます。ただ、豊見城の場合には、元々そこに川があったという事もあるのだと思えます。その辺りの違いはあるかと思えますが、やはりこれからの街づくり、抱えている問題、要するに、当然基地によってまとまった土地がなく、海に求めざるを得なかったという部分からすると、やはりどうしてもそういう形になるのかなという気がします。

座長(宮平) 前までは水路部もなく、出島方式ではなく、埋め立てていたわけです。ですから、環境の意識の問題で色々なものがあると、こういう形になってきたという、時代の変化を映し出すことになっているのではという事です。

他にありませんか。はい、どうぞ。

委員(伊良部) 私は以前、各市町村の需要調査をした事があります。その時に、各市町村のいわゆる総合計画は、自治体の名前が違うだけで、ほとんど中身が同じでした。色々調べてみたらどうも自分達で作っていないという事があり、この例として挙げた各埋立計画があるわけですが、これは共通した人達が関わっているのかどうなのか、その辺りはどうなっていますか。

事務局(島田) 沖縄市の総合計画は独自に作っておりますので、委託はしていません。うちの独自の企画課が作っておりますので、かえってその辺りは逆に當山委員の方が詳しいのではないかと思います。他の市町村の状況は良く分かりませんが、沖縄市は独自で作っております。

委員(當山) これまでは似たような総合計画をつくる傾向は多かったと思えます。ここ数年の流れとしては、住民参加という事で、ある所では50人くらいの市民の方に参加していただいでいて、部会を作って総合計画を作ったという事もあるので、章ごとに違うカラーが出来ているような場合もあるし、流れが変わってきていて、金太郎飴のようではなくなっているという事をおわかりいただければと思います。

座長(宮平) あと、国土交通省の計画部会のほうでも、第2の公という形と、市民参加というものを謳い始めてきていますので、これからは當山委員がおっしゃるようになり、かなり変わったようなのが出てくると思えます。

ただ、この計画というのは、そもそも30年前のプランですよ。

事務局(島田) 昭和60年からなので、そうですね。

委員(伊良部) いや、今の計画はそうではないはずです。

事務局(島田) 海に求めたというのはそうです。

委員(伊良部) この利用計画は平成7年ですよ。ですから当時は、いま當山委員が言ったような事でもないわけです。他の計画もおおよそ似たような時期に作られているので、ですからそれに関与した方はいませんかという事です。

- 副座長(島田)　　ここは、こう解釈してはいかがでしょうか。共通項というか、修練された物がこういう形だったのでしょう。それから、変わった事をするのは、行政は不得意なわけで、他の地域と違ったプランを自分の所するのは、こんなに勇気のいる事はなく、なかなかこれは厳しかったはずです。
- 委員(高江洲)　　承認を受けなくてははいけませんので。
- 委員(伊良部)　　経験者の方でなんらかの委員という形で、外部にお願いをしたと部分はあると思います。ですから、他の所も同じ名前が連なっているのではないですか、という事です。
- 座長(宮平)　　これから変わりますので。これから変えていく最初の委員会がこの委員会だと思ってください。
- 委員(藁科)　　他にありませんか。はい、どうぞ。
- 委員(藁科)　　利用計画が、各事例の中でいくつか変遷を経て変わってきているのですが、どういうタイミングでその変更がかけられるものなのか。例えば、住宅地が商業地域に変わった場合、何が起こってそうなったのかという事です。
- 座長(宮平)　　これは事例を詳細に検討しないと難しいと思います。
- 委員(藁科)　　例えば、今回のこの東部海浜の場合に、利用計画が変わるとすれば、何がアクションとして必要なのですか。
- 委員(藁科)　　例えば、ここの結果で市長がこれは考え直さなくてはいけないかもしれないという事で、そういう部会を作って、それを議会に挙げて承認してという形になるのか。
- 事務局(仲宗根)　　他の事例につきましては、直接の需要であったり、需要調査を行なったうえであったりというタイミングで変えているのかなと、今回整理する中ではそういった事を感じているところです。沖縄市につきましても、今後、同様に需要調査の必要性を感じているところであり、その辺りの調査を行なったうえでの変更、それと市民の声も常に聞きながら、そういった事業を求めて行きたいと考えています。
- 座長(宮平)　　固定的ではないという事をまず認識していただきたいと思います。
- 委員(藁科)　　はい、ではどうぞ。
- 委員(藁科)　　では、その需要ありきで変わっていくと。先ほどから伊良部委員が言っているような、第Ⅱ区域の利用の仕方、どういう形でというのも、需要に基づいてもし必要があれば議会に挙げて、県なり国の方に形を変えてくれれば、面積の話とか、そういう話になるのでしょうか。
- 事務局(仲宗根)　　面積等については検討外だと思っておりますが、その需要についても、何でもかんでも、需要があるから持って来るという事には、当然なりません。沖縄市が考える基本方針に沿った需要であること、それが前提であるという事で考えています。
- 座長(宮平)　　ですから、Ⅰ期、Ⅱ期のことに関してはとにかく、国、県と協議したうえでないと、何も決まっていけないというのは理解していただきたいなと思います。
- 委員(藁科)　　それについてもう1つは、沖縄市側もきちんとしたスタンスを出さないとい

けないという事ですね。

あと、変遷するという事は間違いないと思います。例えば、北谷のアメリカンビレッジについても、かなり変遷していますので、それはどういうタイミングなのかというのは、少し調べてみないと分かりません。

副座長(島田) 今の話は、もう1つ遡れば、本質的にはこれだけ大きな問題は、4年に1回市長を選ぶ時に、時のリーダーが市民に示して問うというのが本当の基本かも知れませんですね。根本の議論はそうかもしれないが、そのようにはなっていないが。

委員(高江洲) 少なくとも疑義が生じた場合には、協議をして、そしてもう一度その疑義について協議をし直すという事が、きちんと協定書の中に書かれているので、当然疑義が生じた場合は、ここに戻るといえる事でしょうか。

委員(伊良部) さきほど事務局の方は、藁科委員から話がありました、Ⅱ期工事の分の地形、計画そのものは変えられないような事ですとずっと言っています。それについては確信を持って言っていないながら、先ほどの開発事業については不透明な発言をしている。要するに、浚渫土砂は国が主体となってやるという事を言っているわけですが、この計画そのもののあり方については、これは国と県ではなく、沖縄市も関わっているという話は先ほど言っていました。ですから、必要理由書の中にもそういう形で検討するというように謳われているので、私はそこで現時点ではそれが決まっていけないという事であればそれで良いと思います。整理が図られると思います。ところが、地形そのものが変えられないという事であれば、淡々と、いわゆる利用計画だけにしぼった形で話を進めていかないといけないわけでしょう。そこが私は少し理解できないなと思っていますところですよ。

副座長(島田) 地形というのは、Ⅱ期工事の事を言っているのですか。

委員(伊良部) Ⅱ期工事の事を言っています。

ですから、はっきりと今の段階で地形そのものを含めて、これはもう動きませんという事でそれは断言してよろしいわけですね。

事務局(仲宗根) 沖縄市の役割ではないという事です。

委員(伊良部) 役割ではないというのが少し分からない所です。

事務局(島田) 沖縄市自体は、Ⅱ期工事についてはそのままで行くという前提です。

委員(伊良部) 県と沖縄市が共同で作成して、形成をして今でもその形になっているではないですか。

座長(宮平) ですから、それを決定するのは事務局ではありません。

委員(伊良部) 無いにも関わらず、それを断言しているものですから。

座長(宮平) 断言というか、今の市議会の決定では、今の現状で行くという事です。

事務局(島田) 今の方向性からすると、その形はそのまましか行かないという事です。

事務局(仲宗根) それは国が決める事だと、国の権限だということですよ。

委員(伊良部) 埋立に関してはです。Ⅱ期工事の形状については、例えばこれは議会でひっくり返れば分からないわけでしょう。

事務局(仲宗根) いえ、これは国の事業なので埋立承認という事になりますが、それでも決定

されたものですので。

座長(宮平) ですから沖縄市の側が要求し、それに則って県は埋立の免許を与え、国はそれに従って今の形状で浚渫土砂を埋立てているわけです。

ですから、国の側としては予算がついて、予算執行命令がついていますので、それに従って埋立てをやるというのが、行政上の手続きになっているわけです。

副座長(島田) これはポイントがあって、工事の時期は協議して決めるのですよね。

事務局(島田) 協定書の確認作業の中で、そういう書き方になっています。

副座長(島田) おそらくそこがポイントになってくると思います。残っているのはそこしかありません。

委員(伊良部) そうすると諫早干拓は止められないはずですが、今の話からすると。結局は中断したわけですから。

座長(宮平) いいえ、中断していません。止まっています。

事務局(山城) 埋立てそのものは終わっていますので、国の方で国際ターミナルの需要があれば埋めるでしょう。

委員(伊良部) それ以上はもう進んでいないのではないですか。諫早は。

座長(宮平) 農業干拓の干拓事業は終わっています。

事務局(山城) 今回の国の埋立承認はされています。そのタイミングについては国の方で判断するかと思います。

座長(宮平) ですから、予算が承認されたというのは、これは国民であり県民であり、市民がゴーサインを出したのです。予算がついた以上、行政側としてはこれは執行命令ですから、やらざるを得ないわけです。予算を出したのは誰が出したのかというと、国民が出したわけです。あるいは県民であり、市民です。

議会の承認が出ているという事は、国民、県民、市民の代表ということで、やりなさいという形で出しているわけです。

委員(伊良部) 予算がついて、中断をした公共事業はないですか。100%全て行なわれているのですか。

座長(宮平) いえ、100%全てではありません。ただ、ほとんど無いと思います。

委員(高江洲) 国の事業としてやっているものについてはなかなか難しいと思います。結局は同じような形で、議会で決定するので、それをひっくり返していくわけですから。それは非常に困難なものであるという事ははっきりしています。

委員(伊良部) 聞きたいのは、100%ではないという事です。

委員(高江洲) 100%ではありません。市から疑義があるという事で、県もそれに賛同すると、県とまた国も話し合うと、そういう形になると思います。最終的には議会の方できちんとまたそれを見直すような形まで持っていけないと、骨格や形状を変えらるというのは難しいだろうというのは、単純に思います。

座長(宮平) そういう状況はあります。

委員(伊良部) とくに今回は、この浚渫土砂はFTZの埋立て地には使えないという事で、そういう質の悪い土砂をそこで使おうとしているわけですから。

座長(宮平) 質が悪いといのは、何を以てして質が悪いのかと思いますが。



座長(宮平) はい、ありがとうございます。つぎは岩田委員。

委員(岩田) ラジオ放送の件を島田副座長から言われて、私は背景も何も知らなくて、どういう意図でされているのかも知らなくて、ぶっつけ本番でやってしまったので、内容は正直、聞くに堪えないものなのではないかと思うのですが、一応広報というか、皆様少しでも知ってくださいという感じでした。会議自体は期限があるので終わってしまいますが、これがむしろ後に繋がるようなことになって欲しいという思いを込めておきました。

また、ポスターなのですが、地道に1日1件ペースで貼ってありまして、今現在は25件です。1件1件廻っていて、全然進まないのですが、地元の方の反応は賛否両論で結構分かれています、むしろ意見を言える場所を探している方が多いというのは感じていて、ポスターを貼る行為よりも、実は1対1で話している事の方が重要なのかなと私は思っています。中には、委員がんばれと言ってくれる方もいますし、結構これはこれで面白いと思いますので、もし手の空いている方がおりましたら、一緒にポスターまきをしましょう。とてもおもしろいです。

座長(宮平) わかりました。ありがとうございます。では島田副座長

副座長(島田) ラジオ参加は、ポスター貼りと同じ活動だと思って下さい。私が少し越権ができるラジオ沖縄での番組があったので、それにお二人がちょうどピッタリだったので出演してもらいました。

これがどういった事につながるのかと言うと、テレビやラジオというのは、少し聞いて下さいという話を言う場です。これだけの事を事務局や委員、特に薫科委員や岩田委員が努力して、情報の蓄積がこれだけ出来てきましたから、ここに多くの人に見に来て欲しいという事をするのがポスターであり、ラジオでの発信であり、市役所のトップのホームページなど、そういう事だろうと思っています。見せるものがなければやっても仕方がないが、いよいよ多くの人達に見てもらおうという状況ができていると感じましたので、ラジオを仕掛けました。

目的はそうなのですが、テクニックとしては、このラジオはインターネットでそのまま配信されます。今日からもう配信されています。実際の電波に乗るのは日曜日の夕方の1回だけですが、それがそのままROKのホットキャストというシステムでホームページに載っていますので、それをぜひ事務局のホームページのリンクを貼って欲しいと思います。その放送を聴いて、ではこれは1度読んでみるかと、多くの方に思ってもらおうという、こういう仕掛けを、私たちは想定しているので、我々の主旨である、今の事業についての情報発信の活動の1つだと思います。放送の内容が1年くらいは残っていますので、聞いてみて下さい。

座長(宮平) はい、どうもありがとうございました。では事務局からお願いします。

事務局(島田) 残す時間がだいぶ少なくなってきましたので、関連図の部分の回答が正式に行なわれていない所がありますので、その回答を事前に渡していきたいと思えます。この関連図の回答を見て分からなければ、質問等を受け付けたいと思



ます。当然説明はしますので、それに対する質疑を、いつできるか約束はできませんが、早い時期には検討会議の中で行なっていきたいと思っています。

先ほど當山委員が言っていた佐敷東地区の中止になった理由なども、実は新聞の切抜きだけではありますが、こういった関連図の方に答えてはありますので、ぜひ見ていただければ、それで答えになるのではという事もありますので、関連図だけは配らせていただきたいと思います。

今日配った協定書も実は関連図の報告、回答の中にありましたので、その抜粋から一部抜いて渡したのですが、本来セットで綴られている部分なので、今日渡しておきたいと思いますので、お配りの方、よろしくをお願いします。

それから今後の日程ですが、実は第8回目の作業が終わって、各団体の方に調査票を配布してあります。配付したのが今週いっぱいまで回答をいただきますので、それに基づきまして、来週6月11日の週からその回答についての勉強会をして行きたい、質問事項の整理をして行きたいと思っておりますので、この辺りのスケジュールについては、また事務局の方からメールで流させていただきますと思います。

それから6月15日に国・県の質問事項の回答がまた同じように上がってきます。その上がってきた次の週、18日の週から国・県の聞き取りに対する勉強会の予定をしております。それから、反対・賛成・推進する側、干潟を守る会の方のヒアリングも、決まったら、できれば24日あたりから日程を取り、進めていきたいという事がありますので、できればその辺りを勉強会の中で決めていただければ、先方に対する案内、お願いに行きたいと思っています。

また、7月一杯にはスケジュール的に第13回を終わりたいという気持ちがありますので、少しハードになりますが、その辺りの日程は確認していきたいと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願い致します。

座長(宮平)

では、第9回東部海浜開発事業検討会議を閉会したいと思います。長時間お疲れ様でした。